

2 施策の評価票

(1) 施策名

京都市基本計画の政策をより具体化し京都市の行政活動の目標とされるものとして、京都市基本計画に掲げられている106の項目です。

(2) 概要

この施策で何を実現しようとしているか記載してあります。

(3) 担当局

この施策を担当している局です。複数の局が担当している場合は共管局としてその局名を記載しています。

(4) 客観指標評価

この施策の状態を示す客観的な指標を、その関連数値及び評価とともに記載しています。

客観指標の数値は、前回値と最新値、目標値を設定している場合、その数値と達成度を、それぞれ記載して判断根拠を明らかにしています。評価は、それぞれの指標についてa～eの5段階で行い、それらを総合化して客観指標全体でどのような評価になるかを「客観指標総合評価」欄に記載しています。各客観指標の5段階評価の根拠や指標の説明など、客観指標の詳細については、別冊「客観指標基礎データ」をご参照下さい。

客観指標総合評価の方法は、政策の評価の「総合化の方法」と同じです。

なお、毎年度、客観指標の充実、見直し等を行っているため、19年度及び20年度のそれぞれの客観指標の評価結果と、客観指標総合評価の結果とが合わない場合があります。

(5) 市民生活実感評価

この施策に関する市民生活実感調査の設問や調査結果とともに、評価結果を記載しています。市民生活実感評価の方法は、政策の評価における「評価の方法」と同じです。

(6) 総合評価（客観指標総合評価＋市民生活実感評価）

客観指標総合評価と市民生活実感総合評価の結果を総合的に勘案し5段階（A～E）で評価したもので、「評価結果」と、客観指標総合評価と市民生活実感評価の結果が異なる場合にどちらを重視するかを示す「重み付け」とを記載しています。

A～Eの評価は京都市が事業を行った評価ではなく、施策目的の達成度合を評価したもので、概ね次のような区分です。

- A：施策の目的が十分に達成されている
- B：施策の目的がかなり達成されている
- C：施策の目的がそこそこ達成されている
- D：施策の目的があまり達成されていない
- E：施策の目的が達成されていない

(7) 原因分析・今後の方向性

評価結果の原因を分析し、今後どのような方向性を取っていくべきなのかなどの事柄を記載しています。

(8) この施策を実現するための事務事業

参考として、この施策を実現するためにどのような事業を行っているかを記載しています。記載した事業は、平成20年度に実施した事務事業評価の対象事業です。